

能勢町奨学生募集要項

この奨学資金は、奨学生本人に貸与するものです。将来、奨学生本人が返還しなければなりません。また、返還が滞った場合は、連帯保証人に請求する場合がありますので、ご家庭で十分に話し合い、申請してください。

能勢町教育委員会 学校教育総務課

〒563-0392 能勢町宿野28番地
TEL 072-734-2693(直通)

■制度の概要

高等学校以上の学校に在学又は進学する志望を持ちながら、経済的理由により修学が困難な方に対し、無利息で奨学資金を貸与します。

■申請の資格

次の全ての条件に該当する生徒

- (1)令和8年3月に中学校又は高等学校を卒業する予定者、その他令和7年3月以前の卒業者で、その保護者が町内に住所を有すること。
- (2)向学心に富み、進学後も修学の見込みのあること。
- (3)在籍(出身)の学校長の推薦を受けていること。
- (4)本人の学資を負担している者(以下「学資負担者」という。)の直近の住民税課税標準額が434万円以下であること。

注)住民税課税標準額とは、総所得金額から配偶者控除等の控除を差し引いた後の所得。

※高等学校在学中に貸与されていた方が進学し、引き続き奨学資金を希望される場合は、改めて申請してください。

※家庭環境や経済的な状況の変化により、在学中に奨学金の貸与を希望される方も申請が可能です。

■貸与額及び貸与期間

①奨学金

区分	貸与月額	貸与期間
高等学校	15,000円	在学又は進学する学校の正規の修学期間
大学	30,000円	

※高等学校には、中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校高等課程を含みます。

※大学には、短期大学・専修学校専門課程を含みます。

②奨学支度金

奨学生の貸与を受ける方で希望する方に、入学時に必要となる教科書代、制服代の実費相当額を貸与します。

■貸与方法

奨学生名義の口座に、奨学金は3か月ごと(4月・7月・10月・1月)に振り込みます。奨学支度金は4月に振り込みます。

■提出書類(各1通)

- ・能勢町奨学生願書(連帯保証人1名を選任してください。)
- ・能勢町奨学生推薦書(在籍(出身)校に作成を申し出てください。)
- ・世帯全員の住民票の写し(続柄:表示、戸籍:省略可能)
- ・学資負担者の直近の住民税課税証明書
 - 令和8年5月までに申請の場合:令和7年度住民税課税証明書
 - 令和8年6月以降に申請の場合:令和8年度住民税課税証明書
- ・入学時に必要となる教科書代、制服代の金額がわかる書類(奨学支度金を希望する方のみ)

※学資負担者が複数いる場合は、その全員の住民税課税証明書を添付してください。

※選考のため、能勢町教育委員会が必要とする書類を追加提出していただく場合があります。

※提出された書類は、採否の如何にかかわらず返還しません。

■募集期間及び申請先

①募集期間

- ・令和8年3月卒業予定者で令和8年4月からの貸与を希望される場合は、令和8年1月5日(月)から令和8年2月27日(金)までに申請してください。
- ・既に修学中の方については、年間を通じて募集しています。
※申請から選考結果通知まで1か月半程度を要します。
- ※詳細につきましては、電話(072-734-2693)または面談(要予約)にてご案内します。

②申請先

能勢町教育委員会 学校教育総務課 学校指導担当(郵送不可)

※申請は平日の開庁時間内(午前8時30分～午後5時)のみ受け付けします。

■選考

能勢町奨学資金運営委員会において書類選考いたします。選考結果は、決定次第本人に通知します。なお、選考により奨学資金を貸与できない場合もありますのでご了承ください。選考後、奨学生に選定された方には「誓約書」「在学証明書」「奨学資金振込申請書」を提出していただきます。

※選考後、奨学生に選定された方を対象に、本人面談を実施します。

奨学生本人が必ず出席してください。

■奨学資金の返還

貸与終了後、「奨学資金借用証書」、「住所及び職業届」を提出していただきます。奨学金の返還は、卒業後1年間を据え置き、10年以内で毎年分割して返還していただきます。詳細については、選考後に説明させていただきます。

※奨学資金の返還金は後輩のための奨学資金になります。定められた方法で確実に返還してください。返還の滞納をされた場合には、法令に基づいた対応をさせていただきます。